

現行会則（平成28年5月10日 現在）

[人と人との発展的拡大を目指して]

山陰異業種交流会「ビジネス21」会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、山陰異業種交流会 ビジネス21（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「損保ジャパン日本興亜」という）内に置く。

第2章 目的及び活動

(目 的)

第3条 本会は自主運営を以って会員相互間の情報交換、交流を図ることにより、会員企業の体質強化並びに事業の拡充を目指し、会員相互が啓発しあい、会員企業の発展と共生を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 会員間の良きパートナーとの出会いの場を提供し、研究会、情報交換、販売協力、支援、提携等のビジネスチャンスを広げ、交流を図る場として月例会を開催する。
- ② ビジネスとその方法に関する調査研究と建議。
- ③ ビジネスに関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動。
- ④ 新商品、ニュービジネスの促進と交流の拡大。
- ⑤ 友誼団体との協調、連携。
- ⑥ 会誌の発行並びに上記各項の活動を行うに必要な各種資料の刊行配布。
- ⑦ その他前条の目的を達するために必要な活動。

第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、政治、宗教、占い、マルチ商法等の行為者ならびに会員に多大なる迷惑となるビジネス業種及び法に抵触する者を除き、鳥取県西部及びその周辺に本社、または事業所を置き、本会の目的及び活動に賛同する者とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、次の各項目に従い会員資格を取得する。

- ① 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、会員または損保ジャパン日本興亜の推薦により世話人会の承認を得て入会することができる。
- ② 会員の登録は、原則として一業種一社とする。ただし、会長並びに世話人会が加入の影響が現在の会員に及ばないと判断する場合、充分に関係する現会員や、新たに加入の手続きを行う者の意見を聴取した後、加入を承認した場合は会員登録を行う。

(会員の権利義務)

第7条 会員は次の各項についての権利と義務を有する。

- ① 会員は本会の活動につき、その便宜を受ける権利を有する。
- ② 会員は本会の運営活動に積極的に参加する権利及び義務を有する。
- ③ 会員はこの会則及びその他の規則並びに総会の決議に従う義務を有する。
- ④ 会員は原則として毎月例会に出席し交流活動をしなければならない。
- ⑤ 会員は通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しなければならない。
- ⑥ 会員は月例会や総会・月例会で承認した本会が主催する行事等について、少なくとも開催日の1週間前までに出欠回答の義務を有する。
- ⑦ 会員は通常総会と月例会に出席した場合、名札を必ず着用する義務を有する。

(資格の喪失)

第8条 会員は自らの意思により本会を退会する場合を除き、次の各項の一つ以上に該当する場合には、世話人会の決議によりその資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 通常総会で決定した年会費を、毎年7月末日までに納入しない場合。
- ② 総会・月例会に連続3回以上出欠の返事がない場合。
- ③ 総会・月例会に連続6ヶ月以上欠席の場合。
- ④ 同一会社で他部門へ移動時、従来の会員職種と競合する場合。

- ⑤ 転業、転職や別会社へ出向したとき。ただし、この場合従来からの会員と競合しない場合に限り、世話人会の承認により再入会できる。
- ⑥ 会員の所属する事務所が閉鎖又は解散した場合。
- ⑦ 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合。

2 1項の②並びに③に該当する場合であっても、会長並びに世話人会が会員資格の継続を承認した場合には会員資格を喪失しないが、第6条の②の一業種一社の原則は適用しない。（当該会員の同業者の加入を認めることができる。）

ただし、会長並びに世話人会が会員資格の継続を判断する場合、充分に関係する会員等の意見を聴取して判断するものとする。

（全異連への加盟）

第9条 本会は会員の横断的交流活動を支援し、会員のビジネス発展に資するため全異連に加盟する。

第4章 役員

（役員の種類）

第10条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名 ② 副会長 3名以内 ③世話人 30名以内 ④事務局長 1名
- ⑤ 会計 2名以内 ⑥ 監事 2名 ⑦ 幹事 1名

（役員を選任）

第11条 役員を選任は次のとおり行う。

- ① 会長、副会長、世話人及び監事は、総会において会員のうちからこれを選任する。
- ② 事務局長は会員のうちから世話人会がこれを委嘱する。
- ③ 会計、幹事は、世話人の互選によりこれを選任する。

（役員の職務）

第12条 役員の職務は次のとおりとする。

- ① 会長は会務を総理し、この会を代表する。また、全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を決議する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。
- ③ 世話人は世話人会を構成し、総会で決議された活動の運営にあたる。
- ④ 事務局長は世話人会の命を受け本会の事務を統括し、業務については世話人及び会員とこれを分担する。
- ⑤ 会計は本会の財務を総会と世話人会の決議を経て定められた方法によりこれを管理する。
- ⑥ 監事は本会の事業報告書及び収支決算書の監査を行う。
- ⑦ 幹事は全異連との連絡調整にあたり、全異連の運営の執行に関する事項を会長とともに決議する。

（役員の任期）

第13条 役員の任期は次のとおりとする。

- ① 会長、副会長、世話人、事務局長、会計、監事の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- ② 増員又は補欠に選任された役員の任期は前2項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。
- ③ 役員はその期間が満了した後においても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

（役員解任）

第14条 本会の役員にふさわしくない行為があった場合、及び第8条により会員の資格を喪失したときは総会の決議によりその役員を解任することができる。

（役員報酬）

第15条 役員は無報酬とする。

第5章 委員会

（委員会）

第16条 第4条に規定する本会の活動を分担するため委員会を設け、委員会は総会で決定し設置する。また、委員会の委員長や委員は次のとおりとする。

- ① 委員長及び委員は世話人会の推薦によりこれを会長が委嘱する。ただし、委員長は世話人中より委嘱するものとする。
- ② 任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- ③ 委員会の設置と運営について、必要に応じて規則を制定し運営することができる。

（規則の制定）

第17条 委員会の運営に関する規則は世話人会の決議にてこれを定める。

（全異連委員会との連携）

第18条 全異連各委員会を構成する委員の選出は委員の互選により、世話人会の承認を経てこれを定める。

第6章 会 議

(会議の種類)

第19条 会議は総会及び世話人会とし、総会と世話人会は会長がこれを召集する。

(総会)

第20条 総会は通常総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織し、総会の議長は会長が行う。

(総会の開催及び召集)

第21条 通常総会は毎年1回活動年度終了後2ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は世話人会の決議による他、会員の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。
- 3 総会は開催の日から少なくとも5日前に会議の目的たる事項、日時、および場所を記載した文書を発して召集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第22条 会員は各1個の表決権を有し、これを行行使するため総会に出席することができる。また、会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員、または議長に委任することができる。

(総会の議事)

第23条 総会は全会員総数の半数以上の出席（委任状を含む）により成立する。

- 2 総会の議事はこの会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第24条 総会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 事業報告及び事業計画
- ② 決算及び収入支出予算
- ③ 年間会費の額の決定
- ④ 当該年度の世話人を含む役員決定
- ⑤ 世話人会において総会に付議すべきことを決議した事項
- ⑥ その他、会長が必要と認めて付議した事項

(世話人会)

第25条 世話人会は世話人の全員をもって組織する。

- 2 監事は世話人会に出席し意見を述べるることができる。

(世話人会の開催)

第26条 世話人会の運営は次のとおりとする。

- ① 世話人会は会長が必要と認めるとき月例会開催直前に開催する。
- ② 世話人会の招集については第21条第3項の規則を準用する。
- ③ 世話人会の議長は会長が行う。

(世話人会の議事)

第27条 世話人会は、その構成員の半数以上が出席しなければ成立しない。

- 2 世話人会の議事は世話人の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(世話人会の付議事項)

第28条 世話人会はこの会則に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- ① 総会に提出すべき議案
- ② 会則の変更に関する議案
- ③ 総会において世話人会に委任された事項
- ④ その他、会務の運営に関して会長が必要と認められた事項
- 2 会長は世話人会に代わり、業務の執行に関する事項、及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は次の世話人会に報告してその承認を得なければならない。

(ゾーン会)

第29条 ゾーン会は、毎月、当該開催月と翌月・翌々月の月例会当番世話人と、会長・副会長・事務局長・幹事・会計により構成され、遅くとも翌月の月例会の2週間前までには開催する。

- 2 ゾーン会は、当該月当番世話人が招集し、司会進行を行う。
- 3 ゾーン会は、主に当該月の月例会の具体的内容と、翌月の月例会の大まかな方向性について協議する。また、必要に応じて開催される世話人会で協議すべき事項について、会長の要請により検討を行う。
- 4 3月と4月に開催するゾーン会では、通常総会の開催及び提案事項についても協議する

(月例会)

第30条 月例会は本会の交流の根幹をなすものであり、情報交換が充分に行われ、会員相互の良好な人間関係が構築されていき、その中でビジネス交流が生まれ、魅力ある交流会が実現されるなど、会員企業の発展と共生を図るという本会の目的達成のため開催する。

- 2 月例会は全会員が出席することを原則とし、8月を除く毎月第二火曜日に開催する。

第7章 会 計

(資産の構成)

第31条 本会の運営費は次の各項に掲げるものにより構成される。

- ① 会員からの運営拠出金 (年会費)
- ② 活動にともなう収入
- ③ 寄付金、品
- ④ その他の収入

2 既納の年会費の金品は原則としてこれを返還しない。

(収支予算、収支決算等)

第32条 本会の収入・支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収入・支出予算については財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(活動年度)

第33条 本会の活動年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 規則の変更及び解散

(会則の変更及び解散)

第34条 この会則の変更及び解散は総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により変更及び解散することができる。

2 会員企業数が10企業以下となった場合は、世話人会と事務局長にて存続の可否を決定し総会に回る。

第9章 雑 則

(規則の制定)

第35条 この会則の施行に必要な規則は世話会の決議を経て別に定める。

(文書の定義)

第36条 この会則でいう文書とは、郵便で送付する文書、ファクシミリで送付する文書、電子メールで送付する文書とし、会員からの文書も同様とする。

第37条 この規則は平成15年5月14日より施行する。

付 則

改 正 平成18年 4月11日通常総会にて一部改定。
平成24年 5月 8日通常総会にて一部改定。
平成25年 5月14日通常総会にて一部改定。
平成28年 5月10日通常総会にて一部改定。

出張規定

平成20年 4月 1日 施行

区分	内 容
運賃等	実費、但し全異連からの補助金があればそれを差引いた金額
車賃	5,000円 (自宅より空港又は駅まで、さらに出張先までの交通費)
宿泊費	1泊につき 12,000円

付則 出張したものは、次回の定例会で出張報告書及び精算書を提出しなくてはならない。

報告・精算様式

出張報告書 及び 精算書					
平成 年 月 日		職 名		氏 名	
下記の通り出張いたしましたので報告します。					
出張先		運賃	自至	円	
用 件		〃		円	
		車賃		5,000 円	
		宿泊賃	泊 ×12,000円	円	
		計		円	
出張期間	出発 平成 年 月 日 時	全異連補助金		円	
	帰着 平成 年 月 日 時	差引領収金額		円	
備 考		領収日	平成 年 月 日	領収印	
山陰異業種交流会 ビジネス21 殿				会 長	会 計

会員の義務に関する規定

平成25年5月14日 施行

1. 会費の額は毎年度通常総会でその年額を決定し、会員は、会則の規定に基づき、必ず毎年7月末日までにその会費を納入しなければならない。会計は会費年額が決定された総会当日に納入を受けるとともに、総会で納入を受けなかった会員に対して納付の請求書を発送し、会員は期限内に必ず下記の口座に振込むこととする。ただし、振込の場合で振込料を要する場合は会員の負担とする。また、6月や7月の定例会等で会計に直接現金で納入することができる。
2. 第7条の⑦名札の着用義務に違反した会員の罰則として1回につき金500円を徴収する。

入会時等の手続きに関する規定

平成28年5月10日 施行

新入会員の入会について、会則の第5条（会員の資格）及び第6条（会員資格の取得）の規定に基づき、次の通り入会についての手続きを行う。

1. 入会を希望する企業や団体は、様式-1の「入会申込書」に必要事項を記入し、会員または損保ジャパン日本興亜に推薦を依頼し、その会員を通じて入会の申請を行う。
2. 入会の推薦依頼を受けた会員は、「入会申込書」を会長に提出する。
3. 会長は、会則第5条の規定に抵触しないことと、第6条の②の規定のうち、一業種一社であること、加入の影響が現在の会員に及ばないことを、推薦人の会員または損保ジャパン日本興亜とともに、入会希望者と面談等を行うなど調査を行う。
4. 会長は前項の調査に基づき、世話人会に入会の可否を諮問する。
5. 世話人会は、第5条の規定や、一業種一社の規定や、関係する可能性のある会員の意見を聴取した後、世話人会で加入希望者の意見を聴取し、加入について特に問題がない場合、入会を承認し会員登録を行ない、入会を承認しない場合はその理由を付して加入希望者に通知を行う。
6. 加入を認められた新入会員は、ただちに入会手続きとして、全異連のホームページ上で単会名簿に、自社・団体の登録と、登録者自身の内容を登録する。
7. 会長は、前項の登録を確認した後、会計は会長の指示のもと、月割りで計算した年会費の請求を行ない、新入会員は1ヶ月以内に請求された会費を納入する。
8. 会員が本会を退会しようとする場合、その理由を付した退会届（様式-2）を会長に対して提出する。退会届を受理した場合、直近の定例会の直前に世話人会を招集し放ったうで退会の承認を行う。
9. 本規定の業種で申告する「業種」とは、総務省の平成25年10月改訂版でいう「日本産業分類 小分類」でその企業・団体の主要な事業で該当する項目を記入する。

山陰異業種交流会「ビジネス21」

入 会 申 込 書

(入会申込日) 西暦 年 月 日

企業・団体名	(フリガナ)			
事業所・事務所等所在地	(フリガナ)			
	〒	県		
代表者役職				
代表者氏名				
同 連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
	H P			
業 種	(日本産業分類の小分類)			
事業の内容				
そ の 他	区 分	法人・個人	従業員 人	
	資本金・出資金		万円	
	創業・開業年月日			
入会後の本会への登録者	登録者氏名	(フリガナ)		
	同 住所	〒 県		
	同 連絡先	TEL(携帯)		
		登録アドレス		
会員推薦者	いずれかに○印	会 員 ・ 損保ジャパン日本興亜		
	会員の推薦の場合 その会員名			
入会後の会費請求先 (いずれかに○印)		本会登録者本人 ・ 所属団体等		
※入会の処理欄	入 会 承認日	承認機関 (承認時は右欄を○で囲む)	世話人会	

山陰異業種交流会 ビジネス21 (様式-1)

山陰異業種交流会「ビジネス21」

退 会 届

所在地 会社・団体名 氏 名	
退会理由	

貴会から退会いたしたくお届けします。

年 月 日

所在地

会社・団体名

氏 名

印

山陰異業種交流会 ビジネス21 御中

(退会承認月日 年 月 日)

山陰異業種交流会 ビジネス21 (様式-2)